

## 横浜市新規相談支援専門員配置等補助金交付要綱Q&A

No	【質問】	【回答】
1	どのような補助か	計画相談利用希望者に対する利用を推進するため、横浜市内の相談支援事業所に従事する常勤・専従の相談支援専門員の配置を推進し、契約件数の増加を目的とします。
2	常勤かつ専従の定義の詳細は	計画相談支援に従事している時間が、事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間）に達しているか否かで判断します。ただし、育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、30時間として取り扱うことを可能とします。
3	専従とはどこまでをいうのか	相談支援事業のみ担当することを要件としています。ただし、同一敷地内で指定障害児相談事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所を行うことはできます。
4	実績報告までの間に、交付申請書に記載した対象となる相談支援専門員が退職等により減員になった場合は、交付対象となるのか	交付対象とはなりません。対象となる相談支援専門員が継続して配置されていることが要件です。
5	新たな相談支援の利用契約とは何を指すのか	これまで、計画相談を利用されたことがない方との契約を指します。事業所変更は継続利用者とはみなし、対象外とします。ただし、事業所の休止・廃止により、その事業所から利用者を引き継ぎ契約をした場合は、新規の利用契約者とします。また、障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス等を利用していない場合も新規の利用契約者とします。
6	新規の利用契約が事業所として30件以上増加した場合とは	「①対象となる相談支援専門員の配置・雇用日」の契約件数と、「②実績報告日時点」の契約件数の差が30件以上増加していることを指します。 すなわち、当該期間中に「契約終了（事業所変更、セルフプラン切替、死亡、介護保険移行等）」がある場合は、その件数分も新規契約をする必要があります。  【例】 ①時点：100件の契約 ならば、②時点：130件の契約である必要があります。 つまり、契約終了が5件あった場合は、35件の新規契約が必要  ⇒【①100件 - 契約終了 5件 + 新規契約 35件】=②130件
7	新規の30件は、対象となる相談支援専門員が全て担当しなくては行けないのか。	担当者に関わらず、事業所全体で30件増えていれば条件を満たすものとします。
8	新たな利用契約の対象となるのはどんなケースか	以下の要件をすべて満たしている者が対象です。 ①横浜市が援護の実施をしている者（横浜市が支給決定している者） ②障害児相談支援の支給決定を受けていない者 ③事業所変更でない者（事業所の休止廃止により事業所変更となった者を除く）
9	今まで兼務で雇用していた相談支援専門員を専従とした場合、補助金の対象となるのか	事業所として30件以上契約件数が増加していれば、対象となります。

10	2名雇用し、60件以上増えた場合、2回分補助が受けられるのか	受けられません。 ただし、申請は1名ずつとなりますので、2枚の交付申請書兼実績報告書を提出してください。
11	新たな契約件数に、障害児相談の件数は含まれるか。	障害児相談を契約している場合は含まれません。 計画相談の契約をしている場合に限りです。
12	障害児から障害者への移行者は対象となるか。	障害児相談支援の支給決定を受けていない場合は、対象となります。
13	18歳未満は対象となるのか。	障害福祉サービスを利用し計画相談支援の支給決定を受けている者は対象となります。障害児通所支援を利用し障害児相談支援の支給決定を受けている者は対象外です。
14	補助金の申請及び実績報告の期限はいつか	申請：令和6年12月27日までに交付申請書を出してください。 実績報告：令和7年3月3日までに実績報告書を出してください。
15	補助金の申請はいつからできるのか。	令和6年4月1日以降、新たに常勤かつ専従の相談支援専門員を雇用又は配置した事業所で、当該相談員の従事日以降、新規の利用契約が事業所として30件以上増加していることが要件となります。 交付申請書の申請時点では年度内の契約予定件数「30件以上の増加（予定）」を記入してください。
16	補助金の支払時期はいつ頃になるのか	令和7年4月～5月頃を予定しています。
17	これから事業所を開設しようと考えているが、補助金を受けることはできるのか	すでに開設している事業所だけでなく、これから開設予定の事業所についても、要件を満たしていれば対象となります。
18	来年度も補助金を受けることができるのか	来年度以降の交付予定は未定です。
19	押印は必要なのか	全ての書類で委任事務等がなければ、省略可能です。
20	新規の契約が30件以上増やすことができなかつた場合はどうなるのか	補助金の交付はできず申請を取上げていただきます。交付要件を満たさないことが判明した時は、まずご連絡ください。
21	申請書の提出先や方法はどのような形か	申請書類は全てPDFファイルにして、パスワードをつけて下記担当までメール添付で提出してください。詳しい提出方法は、実施通知をご確認ください。
		健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係 計画相談支援担当 kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp